石綿障害予防規則の改正

大津労働基準監督署 安全衛生課

これまでは…

- ・石綿障害予防規則による規制はレベル1、レベル2に対する規制が中心であった。
- ・事前調査対して十分な規制がなく、対応が大部分が事業場任せとなっていた。

改正後は…

- ・レベル3に対しても様々な規制が設けられた。
- ・事前調査の実施や監督署への報告が必要となった。 etc.

石綿の基礎知識1

石綿(アスベスト)とは

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物の総称。 下記の6種類に分類されるます。

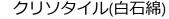
- ・クリソタイル(白石綿)
- ・クロシドライト(青石綿)
- ・トレモライト(透閃石)

- ・アモサイト(茶石綿)
- ・アンソフィライト(直閃石)
- ・アクチノライト(陽起石)

特徴

- ・繊維状で紡織性を有すること。
- ・耐熱性に優れていること。
- ・曲げや引張りに強いこと。
- ・熱絶縁性を有していること
- ・経年劣化しずらく安定性を有すること。







アモサイト(茶石綿)

出典: THE ASBESTOS/せきめん読本(1996年日本石綿協会

etc.

石綿の基礎知識 2

石綿の有害性

石綿の粉じんを吸い込むこと(ばく露) でさまざまな健康障害を引き起こす恐れがあります。また、石綿の粉じんを吸い込むことが原因で発症する健康障害の特徴としては、潜伏期間が長いこと(遅発性疾病)が挙げられます。

〈石綿のばく露が原因で発症する主な健康障害〉

- ・石綿肺(潜伏期間約15年〜20年) じん肺の一種で、せき等の症状があり、重症化すると呼吸機能が低下する。
- ・**肺がん**(潜伏期間約15年~40年) 肺にできる悪性の腫瘍。
- ・中皮腫(潜伏期間約20年~50年) 肺を取り囲む胸膜や腹部臓器を囲む胸膜にできる悪性の腫瘍。
- ・良性石綿胸水(潜伏期間約10年~50年) 石綿のばく露によって生じる胸膜炎。

石綿の基礎知識3

石綿建材の分類

石綿障害予防規則の適用となるものは、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものである。また、石綿建材は発じん性に応じてレベル1~レベル3に分類されます。

レベル1(石綿含有吹付け材) 発じん性が著しく高い



- ・吹付け石綿
- ・石綿含有吹付けロックウール(乾式)
- ・湿式石綿吹付材(石綿含有吹付けロックウール(湿式))
- ・石綿含有吹付けバーミキュライト
- ・石綿含有吹付けパーライト

レベル 2 (石綿含有保温材等)

発じん性が高い



【石綿含有耐火被覆材】

- ・耐火被覆板
- ・けい酸カルシウム板第2種 【石綿含有断熱材】
- ・屋根用折版裏石綿断熱材
- ・煙突用石綿断熱材 etc. 【石綿含有保温材】
- ・石綿保温材
- ・石綿含有けい酸カルシウム保温材
- ・バーミキュライト保温材
- ・パーライト保温材 etc.

石綿の基礎知識4

レベル3(石綿含有仕上げ塗材等) 他と比べ発じん性が比較的低い



【外壁・軒天】

・スレートボード、スレート波板、セメント板、けい酸カルシウム板第1種 etc.

【屋根】

・スレート波板、住宅屋根用化粧スレート etc.

【内壁・天井】

・スレートボード、スラグ石膏板、パーライト板、けい酸カルシウム板第1種、石膏ボード etc.

【床】

ビニール床タイル、塩ビシート etc.

【煙突】

セメント円筒 etc.

【その他】

- ・建築用仕上塗材(ただし**吹付けパーライト、吹付けバーミ キュライトはレベル1**)
- 建築用下地調整材
- ・セメント管
- ・紡織品
- ・ジョイントシート
- ・パッキン etc.

主な改正点

1 解体・改修工事開始前の調査

- ・ 事前調査の方法の明確化(設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等)
- ・石綿が含有されているとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
- ・ 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件(一定の講習修了等)の新設
- 事前調査及び分析調査の結果の記録等(記録項目の明確化、3年保存の義務化、作業場への記録の写しの備え付け義務化等)

2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

- 計画届の対象拡大(作業届対象作業を計画届の対象に見直し)
- ・ 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設(建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について 事前調査結果等の届出義務化等)

3 隔離(負圧は不要)を要する作業に係る措置の新設

- ・ けい酸カルシウム板 1 種を切断等する場合の措置の新設(隔離(負圧は不要)の義務化)
- ・仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設(隔離(負圧は不要)の義務化)

4 その他の作業に係る措置の強化

- ・ 石綿含有成形品に対する措置の強化(切断等による除去の原則禁止)
- ・湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化(除じん性能を有する電動工具の使用等の発散抑制措置の努力義務化)
- ・ 隔離・漏洩防止措置の強化(隔離解除前の除去完了確認、集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化)

5 作業の記録

- ・ 40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録項目の追加(事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加)
- ・ 作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

6 発注者による配慮

・ 事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務化

改正内容1(事前調査)

事前調査の実施

建築物や工作物等の解体・改修工事を行う前に、対象となる建築物等に石綿が含まれたものが使用されているか否かを事前に調査する必要があります。

石綿は、吹付け石綿として、壁や天井、梁等に使用されているほか、保温材、断熱材、その他、スレート材やセメント板、屋根材、床材、天井材、内外装の仕上材、外壁の仕上塗材など様々なものに含まれている可能性があります。

<u>事前調査の際に石綿の含有を見逃してしまうと、作業員のばく露につながるため、</u> 当該調査が極めて重要となります。

改正内容1(事前調査)

(建築物・工作物とは)

- ・「建築物」とは、**全ての建築物をいい**、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理設備等の**建築設備を含む**ものです。
- ・「工作物」とは、**建築物以外のものであって、土地、建物、別の 工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全て**である。

例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、 化学プラント、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、 エレベーター(建築物内の昇降路の壁面は建築物に該当する。)、 エスカレーター、製造若しくは発電等に関する反応槽、貯蔵設備、 焼却設備及びこれらに間に接続する配管等の設備等。

改正内容1(事前調査)

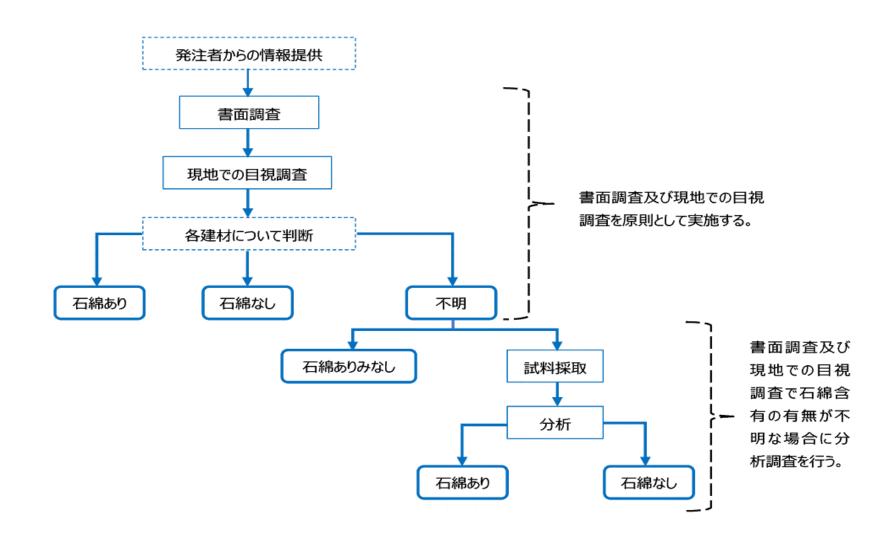
事前調査(方法の明確化)

- ・工事対象となる全ての部材について事前調査を実施することが必要です。
- ・事前調査は原則設計図書等の文書及び目視により実施することになります。 (目視とは、単に目で見て判断するのみではなく、設計図書等と相異がないか確認 をすることが必要です。)
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合は、原則分析による調査を実施することが必要です。

【目視がいらない場合(設計図書等の内容の確認は必要)】

- ・着工日が平成18年9月1日以降であることが確認できた建築物等の場合(一部例外あり)。
- ・調査対象箇所について、過去に事前調査に相当する調査を実施しており、その結果が確認できた場合。

改正内容1(事前調査)



改正内容1(事前調査)

事前調査が不要な場合

- ・木材、金属、石、ガラス、畳、電球等の石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、手ばらし等除去の際に周囲の材料を損壊する恐れがない作業。
- ・極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。
- ・塗装の上塗り等、現存する材料等の除去を行わず、新たな材料を追加するのみの 作業。
- ・石綿が含有していないことが、確認されている特定の工作物の解体、改修。

(極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業)

釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。

<u>電動工具を用いて、石綿が使用されている可能性がある壁面等に穴をあける作業は、極め</u>て軽微な損傷しか及ぼさない作業に該当せず、事前調査を行う必要があります。

改正内容1(事前調査)

事前調査による石綿の有無の判断

調査対象材料に、石綿が含有していないと判断する方法は下記のいずれかになります。

- ・分析調査による方法
- ・調査対象材料について、製品を特定し、その製品メーカーによる石綿等が使用の有無に 関する証明や成分情報等と照合する方法。
- ・調査対象材料について、製品を特定し、その製造年月日が平成18年9月1日以降(ガスケット又はグランドパッキンは一部例外あり)であることを確認する方法。

(注意)

設計図書に、石綿が使用されていない建材である旨が記載されていた場合であっても、当該材料の製造当時から労働安全衛生法令の改正がなされ、現行の法令では適用対象となる場合もあるため、設計図書の記載のみをもって石綿等が使用されていないと判断することはできません。

改正内容1(事前調査)

分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用

事前調査を行ったにもかかわらず、石綿等の使用の有無が明らかにならなかった場合は、分析による調査を行うことが義務となっていますが、石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法令に基づく措置を講じれば、分析による調査は行わなくてもよいとする規定について、吹付け材(レベル1)にも適用となります。

事前調査及び分析調査の結果の記録等

事前調査又は分析調査を行ったときは、**記録を作成し、写しを作 業場に備え付けるとともに、調査を終了した日から3年間保存**が 必要となります。

改正内容1(事前調査)

【記録が必要な項目】

- ・事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要
- ・調査終了日、調査対象の建築物等の着工日等、調査を行った建築物、工作物又 は船舶の構造
- ・事前調査を行った部分(分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取し た場所を含む)
- ・事前調査の方法(分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む)
- ・事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無(石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む)及び石綿等が使用されていないと判断した材料は、その判断の根拠
- ・目視による確認が困難な材料の有無及び場所

改正内容1(事前調査)

作業場への掲示(参考例)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。 注 石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の 特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。				
事業場の名称 〇〇〇〇解体工	事作業所			
調査終了	年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
看 板 表	示 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇開発 株)代表取締役社長 〇〇 〇〇	
解体等工事期 石綿除去特定粉じん排出)作業等の作	業期間 令和〇〇年〇〇月〇	〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日		
	調査方法の概要 調査箇所	ř)	元請業者(工事の施工者かつ調査者)	
調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 調査箇所】建築物全体(1階~3階)		氏名又は名称 法人にあっては代表者の氏名) 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇		
調査結果の概要の	部分と石綿含有建材 特定建築	材料)の種類、判断根拠)	住所	
日綿含有あり】 外壁 石綿含有仕上塗材 クリンタイル 1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第 1種 クリンタイル		東京都〇〇区〇- 〇 現場責任者氏名 〇〇 〇〇 連 絡 場 所 TEL 03-×××-×××		
2階 事務室 会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル 日綿含有なしJO数字は右下欄の その他の事項」を参照		〇〇 〇〇 を石綿作業主任者に選任しています。 2017年 - 1-1-18 (ハビ笠の東佐孝)		
1階 倉庫 吹付けロックウール ③ 1~3際 床・ビニル床シー kg、腱・けい酸カルシウム板第 1種 ④ 天井 岩線吸音板③ その他の建材		調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所		
45		0 1 11 21 11 21 0 1 1 1 1 1 1 1	事前調査 試料採取を実施した者 ①一般建築物石綿含有建材調査者	
	除去等作業 特定粉じん排出等		〇〇環境 株)氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇	
石綿含有建材 特定建築材料〉の処理方法 特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	石綿含有成形板等 例) フレキシブルボー ドよ原形の	芸・その他 まま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しなが 有けい酸カルシウム板第 1種は作業場を養生シ らパール等で除去を行う。	住所 東京都〇〇区〇〇- 〇〇 分析を実施した者 ②〇〇環境分析センター 氏名 〇〇 〇〇 登録番号 〇〇〇〇 住所 埼玉県〇〇市〇〇- 〇〇	
	う。	る。外周を養生シートで養生 隔離)し、除去を行		
使用する資材及びその種類	・ 漫 潤用 薬液 :○○○ ・ 剥離剤 ・ 養生用シート厚さ:○mm) ・接着		その他事項 調査結果の概要に示す	
備考 その他の条例等の届出年月日			⑤材料の製造年月日	
〇〇区建築物の解体工事等に関	する要綱 令和〇〇年〇月〇日	届出)		

注) 工事に係る部分の床面積の合計が 80m2以上の建築物の解体工事、請負金額 100 万円以上の建築物の改修等工事等の場合

改正内容1(事前調査)

事前調査者の資格

令和5年10月1日から

すべての建築物の解体・改修工事において

石綿事前調査は



【改正石綿障害予防規則(石綿則)および改正大気汚染防止法(大防法)関連】

<規制強化の内容(主なもの)と施行日>

	令和3年4月1日施行	令和4年4月1日施行	令和5年10月1日施行		
共 通	・事前調査*1方法の法定化等 ・作業基準*2の強化 ・作業記録等の作成・保存等の 義務化	・事前調査結果の行政への報告等を義務化(石綿事前調査結果報告システムによる報告)・事前調査結果報告の義務違反に対する罰則	・有資格者 <mark>*3</mark> による事前調査 の実施を義務化		
石綿則 (労働安全衛生法)	・計画曲の提出をレベルと建材まで拡大*** など		らせはこの部分 奥黎県		
大防法			4年施行分の ちらをご覧ください。⇒ ロメン		



改正内容1(事前調査)

事前調査を行うことができる有資格者(令和5年10月1日以降)

- ①特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)
- ②一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て等調査者)
- ○"石綿作業主任者"は有資格者に含まれません。
- ○事前調査結果の行政への報告には、調査した"有資格者の氏名"の記載が必要になります。
- ○特定調査者と一般調査者は、全ての建築物の事前調査を行うことができます。
 - 一戸建て等調査者は、一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部に限り事前調査を行うことができます。
- ・上記①~③以外に、令和5年9月30日以前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者は「同等以上の能力を有すると認められる者」として事前調査を行う ことができます。
- ・事前調査における分析調査は、厚生労働大臣が定める者等(令和2年厚生労働省告示第277号)が実施する必要があります。

改正内容1(事前調査)

工作物石綿事前調査者(令和8年1月1日以降着工の工事から)

<対象工作物及び事前調査の資格>

区分	対象工作物	事前調査の資格 (下記のいずれか)	
特定工作物 石綿障害予防規則第4条の2 第1項第3号の規定に基づき 厚生労働大臣が定める物 (令和2年厚生労働省告示第 278号、一部改正令和5年厚 生労働省告示第89号)	 反応槽 加熱炉 ボイラー及び圧力容器 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) 焼却設備 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。) 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) 変電設備 配電設備 送電設備(ケーブルを含む。) 	工作物石綿事前調査者	
	① 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ② トンネルの天井板 ③ プラットホームの上家 ④ 遮音壁 ⑤ 軽量盛土保護パネル ⑥ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑦ 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)	・工作物石綿事前調査者・一般建築物石綿含有建材調査者・特定建築物石綿含有建材調査者・令和5年9月までに日本アスベスト調診断協会に登録された者	
特定工作物以外の工作物	上記(①~⑰)以外の工作物 (※)塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除 去等の作業に限る。		

改正内容2(事前調査の結果報告)

解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設

・<u>以下のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子又は紙により、事前調査の結果等を</u> 労働基準監督署に届出が必要になります。

【報告が必要な工事】

- ①解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体を伴う工事
- ②請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

(建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう)

③請負金額が100万円以上の厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物の解体・ 改修工事

(厚生労働省及び環境大臣が定める工作物)

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備、焼却設備、煙突、貯蔵設備(穀物を貯蔵用 を除く。)
- ・発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。)、変電設備、配電設備及び送電設備 (ケーブルを含む。)
- ・トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ・軽量盛土保護パネル

改正内容 2 (事前調査の結果報告)

【報告の方法】

- ・複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が下請事業者の 内容も含めて報告する必要があります。
- ・平成18年9月1日以降に着工した工作物について、同一の部分の改造・補修をする場合は、一度報告を行えば、同一部分の工事は、その後報告は必要ないです。

報告が必要な内容

- ・事業場の名称、住所、電話番号、現場の住所、工事の名称、概要
- ・事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名等
- ・工事対象の建築物、工作物、船舶の着工日、構造の概要
- ・床面積(建築物の解体工事)または請負金額(その他)
- ・石綿作業主任者の氏名
- ・事前調査結果の概要
- ・作業の種類、切断等の作業の有無、作業時の措置

改正内容3(計画届の範囲拡大)

計画届の対象拡大

- ・以下の仕事について、新たに労働安全衛生法第88条第3項に基づく計画届の対象なります。
 - ① 耐火建築物・準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
 - ② 耐火建築物・準耐火建築物以外の建築物、工作物、船舶に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
 - ③ 建築物、工作物、船舶に張り付けられている石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

<改正前>

	建築物、工作物、船舶	うち耐火建築物・準耐火建築物
吹き付けられている石綿等の除去	作業届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届

<改正後(現在)>

	 建築物、工作物、船舶	
		うち耐火建築物・準耐火建築物
吹き付けられている石綿等の除去(レベル1)	計画届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み(レベル1)	計画届	計画届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み(レベル2)	計画届	計画届

改正内容4(レベル3の規制強化①)

けい酸カルシウム板1種(レベル3)を切断等する場合の措置の新設

石綿含有成形品のうち、<u>けい酸カルシウム板1種を切断等の方法に</u> より除去する作業を行う時は、作業場所をビニルシート等で隔離し、 常時湿潤な状態※に保つ必要があります。なお、負圧は不要です。

※常時湿潤な状態に保つとは、除去作業を行う前に表面に対する散水等による湿潤化だけではなく、切断や破砕等にて除去する場合は、切断面等への散水等の措置を講じるなど石綿が飛散しない状態に保つことをいいいます。

改正内容4(レベル3の規制強化①)

仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する場合の措置の新設

· <u>石綿を含有する仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する作業を行う時は、作業場</u> 所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保つ必要があります。

例外:集じん装置付きの電動工具(集じん装置付きのデスクグラインダー等)を用いて、下記の要件を満たしたうえで、湿潤化及び隔離養生と同等以上の飛散防止効果を有すると判断できる場合。

- 1.集じん装置を備えたカバー付きの工具であること。
- 2.集じん装置はHEPAフィルタを有し、集じんした石綿等が作業空間その他外部環境に漏洩しないこと。
- 3.当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中の作業場所の石綿管理濃度(総繊維濃度)が0.15本/cm³を下回ることが示されていること。

改正内容5(レベル3の規制強化②)

石綿含有成形品に対する措置の強化

 石綿含有成形品を除去する作業においては、技術上困難な場合を除き、切断等以外の方法(手ばらし等対象物を破損しない方法)により 作業を実施することが必要です。
 散水等により石綿の飛散防止に努めること必要です。

【技術的上困難な場合】

当該石綿含有成形品や固定具が劣化している場合、当該石綿含有成形品が下地材等と接着剤で固定されており破損せずに除去することが困難な場合、当該石綿含有成形品が大きく手で取り外すことが困難な場合等、物理的に困難な場合や除去する石綿含有成形品の状態等によって切断せざるを得ない場合をいいます。

改正内容6(レベル3の規制強化③)

建材を湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化

・石綿等を湿潤な状態にすることが著しく困難な場合について、除 じん性能を有する電動工具を用いる等、石綿の発散を抑制する措置 を講じるよう努めなければなりません。

【著しく困難な場合の例】

湿潤な状態することによって石綿等の有用性が著しく損なわれる場合、吹き付け石綿等の囲い込みの作業において、吹き付けられた石綿等の状態により湿潤化することによって、かえって石綿が飛散するするおそれがある場合等

改正内容7(負圧隔離の際に点検)

負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

- ・隔離場所の集じん排気装置の設置場所等に変更を加えたときは、排気装置の排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検すること。
- ・その日の作業を開始する前及び作業を中断したときは、隔離場所の 前室が負圧に保たれているか点検すること。
- ・除去作業終了後に隔離を解く前に、資格者(石綿作業主任者等)が石綿の取り残しがないか目視で確認すること。(分析は不要)

改正内容8(その他)

労働者ごとの作業の記録項目の追加

石綿等の取扱い作業に従事する労働者について、作業に従事しないこととなった 日から40年間の保存が義務づけられている記録の項目として、事前調査の結果の 概要及び作業の実施状況の記録の概要を加わります。

作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行ったときは、作業計画に基づく作業の実施状況を写真等により記録するとともに、従事労働者の氏名、従事期間等を記録し、3年間保存が必要となります。

発注者による配慮

・建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行う仕事の発注者は、当該仕事の請 負人による事前調査及び作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるよ うに配慮することが必要となります。

石綿総合情報ポータルサイト



建材等に広く使用されてきた石綿(アスベスト)は、肺がんや中皮腫などの原因となります。

建築物の解体・改修・リフォームなどの工事の際に工事に従事する方が石綿を吸い込んだり、大気中に石綿が飛散するおそれがあります。

石綿による健康障害を防ぐため、適切な石綿対策を行うことが必要不可欠です。



厚生労働省「石綿総合情報ポータルサイト」

https://www.ishiwata.mhlw.go.jp

